



平成26年4月4日

各 位

会 社 名 株式会社アオキスーパー
代表者名 代表取締役社長 宇佐美 俊之
(コード: 9 9 7 7、J A S D A Q)
問合せ先 常務取締役管理本部長 大谷 亮
(TEL. 0 5 2 - 4 1 4 - 3 6 0 0 (代表))

決算期(事業年度の末日)変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年4月4日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年5月15日開催予定の第40回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 現行の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までとしておりましたが、業務の効率化を図るため、また、同業他社との事業年度の不一致による比較の利便性に鑑み、事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更することといたしたく、現行定款第13条(招集)、第14条(定時株主総会の基準日)、第35条(事業年度)、第36条(剰余金の配当の基準日)及び第37条(中間配当)について所要の変更を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。
- (2) 取締役及び監査役並びに会計監査人が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって、取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定(変更案第28条第1項)及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定(変更案第36条第1項)並びに会計監査人の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定(変更案第40条第1項)を定めるものであります。また、社外取締役及び社外監査役並びに会計監査人が、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定(変更案第28条第2項)及び社外監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定(変更案第36条第2項)並びに会計監査人と責任限定契約を締結できる旨の規定(変更案第40条第2項)を定めるものであります。なお、(変更案第28条)におきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記規定の新設に伴い、会計監査人の条項を新設し、現行定款第28条～第34条を各1条ずつ、第35条以下を各6条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年2月21日</u>から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。 (定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月<u>20日</u>とする。</p> <p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条～第27条 (条文省略) (新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第28条～第34条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年5月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。 (定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月<u>末日</u>とする。</p> <p>第15条～第18条 (現行のとおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条～第27条 (現行のとおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除できるものとする。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第29条～第35条 (現行のとおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除できるものとする。</p>

	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
(新設)	<p>第6章 会計監査人</p>
(新設)	<p>(選任方法)</p>
	<p>第37条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
(新設)	<p>(会計監査人の任期)</p>
	<p>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
	<p>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
(新設)	<p>(報酬等)</p>
	<p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
(新設)	<p>(会計監査人の責任免除)</p>
	<p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除できるものとする。</p>
	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
第6章 計算 (事業年度)	<p>第7章 計算 (事業年度)</p>
第35条 当社の事業年度は、毎年2月21日から翌年2月20日までの1年とする。	<p>第41条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</p>

<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月20日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月20日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第38条 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第44条 (現行のとおり)</p> <p>附則</p> <p>(事業年度)</p> <p>第1条 第41条(事業年度)の規定にかかわらず、第41期事業年度は、平成26年2月21日から平成27年2月28日までの1年8日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第2条 第43条(中間配当)の規定にかかわらず、第41期事業年度は、取締役会の決議によって、平成26年8月20日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(附則の有効期限)</p> <p>第3条 本附則は、第41期事業年度終了後、これを削除する。</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日及び定款変更の効力発生日

平成26年5月15日

以上